

Title	戦國時代の武家知行法
Sub Title	
Author	川上, 多助(Kawakami, Tasuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.2 (1928. 7) ,p.85(239)- 98(252)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19280700-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦國時代の武家知行法

徳川時代、諸藩に於て地理歴史の編纂事業が企てられ、史料の蒐集の爲に、或は家中の武士に對し、或は農商の舊家に對し、その家の文書記錄を書き出さしめることがあつた。その國史の研究に資するもの少くはないが、毛利氏の萩藩閥閱錄の如きは最も優秀なるものゝ一つである。同書に收むるところの文書は、毛利氏家中の武士及びその家來は勿論、御抱の技藝家、百姓町人の末に至るまで、凡そ寛永以前の文書を有するものは、皆その寫を書き出さしめ、藩に於て嚴密なる精撰を加へ取捨を決定したものである。初め土民より書き出さしめたものは、單にその文字を読み取つて寫したものに過ぎないが、最後に本書に收録する時には、努めて原文書の字形を保存するやうにした、而して管見に觸れた原文書と對照した結果、大體に於て謄寫の誤謬の少いことを確むることが出來た。たゞ本書は藩の編纂に係るところから、毛利氏に憚らなければならぬと思ふものは採らなかつたやうである。尼子氏の子孫は佐々木

氏と稱し、毛利氏の家臣となつてゐたが、本書に收録する佐々木氏の文書は極めて少い、今日佐々木氏に傳へらるゝ文書は、毛利氏に憚るやうなものは一通もないが、本書はその中から、ほんの申譯に數通擇んだに過ぎないのである。かくの如き例は、他の諸氏の文書の取捨についても行はれたことであらう。

本書は二百數十冊より成り、諸家の文書を家別に編纂したもので、一家の文書にして數冊を占むるものもあるが、或は十家以上で一冊となつてゐるものもある。その文書の過半は大内氏、毛利氏に關するものであるが、山内、熊谷、益田、兒玉の諸氏の如く、鎌倉時代以後、南北朝、室町時代を通じて豊富なる文書を藏するものがあり、中世に於けるこれ等地方豪族の勢力の發展を研究するには、まとまつた得難い史料であらうと思つてゐるが、遺憾ながらその研究は他日に譲らざるを得ない。この小篇は、私が本書を調べてゆく中に、心覺えに書留めておいた材料につきて、戦國時代の大内氏、毛利氏の知行法を考へたものである。

二

武士の領地には、武士自ら相續、賣得したものと、主將から恩賞として給せられたるものとの別がある、而して前者にあつては主將の承認を経て、その所有權を確保するのである。左の文書は買得地の承認を與へたものである。(閏一六九)

輝元公

御判

三戸善兵衛尉買地本物返之事、又者文狀處之儀、任證文堅知行可仕候、縱德齋等行何之仁江被成御書候共、彼者ニ一度被加御下知候上者、少蔑不可有相違候、若余仁江御捻等被遣候共、此以御捻之旨可遂言上候、重々可被成御下知候、此由可申之旨候、恐々謹言、

天正十一年

兒玉小四郎

八月八日

元房判

三戸源三殿

翌九日元房は書狀を源三に與へて毛利輝元の證判を得たることを告げ、「其方買地之儀付而言上之趣具令披露、被成御分別御袖判被遣候、縱御失念候而何之仁江御書御奉書被遣候共」相違あるべからざる旨、輝元の志なることを報じ、「全知行專一候」といつた。三戸善兵衛尉の買得地は、この手續を経て、はじめて完全に源三の領地となつたのである。源三は善兵衛尉の嫡子である。九日の書狀は兩人の宛名になつてゐる。

左の文書は閥閱錄卷一二九に出で、毛利元就の前代幸松丸が山縣筑前守を新に家來とするにつき、その從來の所領の知行を認むる外に、漆原名を給したものである。

今度壬生之儀、旁以御入魂末代此方入手候、忠節之段無比類候、然者爲被官契約候、仍以前之居所之上ニ別而うるし原名遣置所也、役等事可有免許候、但於臨時之儀者堅可勤者也、仍一行如件

九月十三日

幸 松 丸

山縣筑前守殿

被官の舊領たると新恩たるとを問はず、かくの如く主將より部下の武士に與へられた土地を給地或は人給といひ、給地を領するものを給主といつた。給主はその主將に對して、領地の高に應ずる公役を勤めなければならなかつた。前記幸松丸の文書に「但於臨時之儀者堅可勤者也」とあるのはこれをいふのである。臨時の諸役は段錢并に諸天役等と稱するもので、被官たる武士が特殊の任務に就くときは、更にこれを免除する慣例になつて居つたと見え、永祿十二年輝元が冷泉民部大輔に門司城番を命ずるにつき「彼領地諸天役并御段錢」を免除した文書(閻一〇二)、香春岳在城の功によつて、同じく輝元が東條四郎大夫の給地の「御段錢并諸天役等」を免除した文書(同一〇五)がある。

公役の中でも最も重大なる負擔は戦時の費用である、出陣に要する経費は、主將より多少の補助のある場合もあるが、原則として武士自らこれを支辨せねばならぬ。而して秀吉の朝鮮征伐には、毛利氏部下の將士も從軍して朝鮮に渡航したのであるから、その負擔は直ちに彼等の經濟難を招來した。それで輝元はこれを救濟するために、慶長四年七月、「分國之者共近年公役にあひつかれ候者撻之事」を定め、

その方法として、百姓商人の貸借の利子は当事者の自由に任せ、武士の貸借のみ利子を三割と限定し、京堺その外他國人より借りることを禁じ、給地を抵當として不相當に多くの金錢を借りたものは、貸主借主共に追放に處した、而して困窮の結果、知行分を質に置き、公役を勤めかねるものには、借金の證書につきて利子を考へ定め、公役相當の金額を貸し置き、その領地に裁判人を付けて給主の經濟を立てしむるやうにした。(閑六四)

主將がその部下に與へた給地に對して、主將直屬の領地を公領或は歳入といひ、その年貢は主將の直接收入となつた。戰國時代にも莊園の遺風を傳へて、田地の用益權を作職と稱したが、主將は公領の作職を部下に預けてその收益を謀らしめた。左の文書は毛利氏が兼弘名の作職を預けて知行せしめた一例である。(閑二二八)

兼弘作職之事御預ケ候、人足段錢棟別等之事者、今度於數度被立御用候條、爲其御恩賞被思召分候、年貢之儀者堅御調專一候、爲後日申候、仍一行如件、

天文十一年

九月六日

兒玉小二郎

就忠判

井上新三郎殿

この例によれば、作職知行は年貢を負擔するだけで、人足段錢棟別等の諸役を免除されたものゝやう

である。

毛利氏は慶長十九年領内に檢地を行ふに際し、「作付之次第」を定め、この檢地に名請人であつたものを以て、その土地の作職の所有者と爲し、右の名請人がその權利を失ふに至り、はじめてその後の作人をしてこれを所有せしめた、而して給主といへども、その名請人から作職を取上げて、更に他の名請人を求めて作らしむることは許されなかつた、また名請人がその土地を自ら耕作せず、他人をして耕作せしめても、名請人を以て本作人と看做することにした。(閻一二二)

三

知行は武士にとつて經濟上の根柢たると共に、主將に對して奉公の義務を果たす基礎となるものである、故に知行地の處分は士氣の興廢に關するところ少くはない、隨つてその相續について主將は常に注意を怠らなかつた。貞永式目以來、幕府では相續譲與は父母の意志に任せ、幕府がその間に干渉せざることを原則としたが、大内氏もやはりこれを踏襲して居つた。天文七年楊井春盛は實子ありといへども、不義不孝の子細ありといひ、同名飛驒守の次男武盛を養子として相續せしめむことを大内氏に願つたが、大内氏はこれに證判を與へて許した(閻一〇六)。併しながら戦死者の跡目相續につきては干涉し、戦死者の志を遂げしむるやうに計つた例もある。波多野安貞は嫡子安郷を名代として都鄙の奉公を勤めしめな

がら、文龜元年閏六月安郷が豊前國沓尾合戦に討死するに至り、安郷に虎法師といふ實子のあるにも拘らず、次男成郷を家督とせんとした時に、大内義興は「背道理次第大不可然」といひ、「至讓與儀者、任父母之意由、雖爲本條銘文、於如此儀者、御口入之旨又勿論候」といひ、永正二年十月當年六歳の虎法師をして相續せしめ、虎法師の十七歳に達するまで、成郷を名代として公役を勤めしめた例がある。

この時代には、知行を相續するものが自らその知行に附帶する奉公の義務を盡くすを例とした、故に女子は勿論、男子でも幼少なるものは知行を相續することは出來ない、鎌倉時代には女子相續は認められて居つたが、この時代にはその跡を絶つてしまつた。併しながら國民古來の習慣として、父子の血縁を以て家督を相續せしめ、家の存續を謀らむとする至情は消滅するものでない、殊に被相續者に戦功あり、或は戦死した場合、男女の子がありながら、知行の義務を盡し得ないからといって、主將がその知行を没收し、その家を斷絶するのは人心を服せしむる所以でない。永祿四年十一月、門司の戦に討死した貫助八の母に對し、毛利隆元は

助八きやうたひあるのよし候まゝ、あとめとしてはたと申付へく候、もしきやうたひ尋ねざるにあひては、二人のむすめ一人に、いつれの人成共一人申あはせ、その方のそみ次第に申付へく候、といひ、懇々その跡目相續の方法を考へてやつた。大内義興が七歳の幼童をして安郷の跡を相續せしめたのも、安郷の戦功を思ひ、その志を酌んで取計つた便宜の方法であつた。故に女子のみにして男子無

く、或は男子はあつても幼少にして奉公の義務に堪へざるとき、その家は正に斷絶の危機に瀕するのであるが、兄弟又は聟養子を以て相續せしめ、或は幼少の男子をして家督を相續せしめ、成人に達するまで一族のものをして、奉公の義務を代り行はしめ、その家を存續せしむることが出來た。成人は十六歳以上のもので、虎法師に十六歳まで名代を許したのは、成郷に特殊の事情があつたからである。

被相續人の實子があつても幼少であれば聟養子の相續は行はるゝ、但しこの場合には、實子の年齢が成人の域に達すれば、相續した知行地の幾分を實子に與へる慣例であつて、天正廿一年正月、輝元は小川右衛門允をして養父右衛門兵衛尉の跡目四百石の地を相續知行して奉公を抽でしめ、その實子成人せば、右四百石の内、百石を實子に割き讓るべきことを命じた(閻五一)。また聟養子の知行相續は、被相續人の女子との婚姻關係を條件とし、聟養子がその女子を離縁して、その知行地のみを領することは許されぬ。この點は被相續人にとって緊要なことであり、殊に被相續人の死亡後、相續人が女子の地位の弱いのに乘じてこれを離別し、その知行地を横領するに至らむことを憂へ、譲狀には力強くこれを明記するものが例である。享祿二年十月來原盛廣の譲狀(閻一三九)には左の如く見えてゐる。

盛廣事、依無自子、給地長州豊西郡室津郷内四拾石足事、盛廣女子名ふくに譲與候、奉公名代事、藤太郎方申合者也、然者奉公諸事無油斷被致馳走可被知行事專一候、但略○中盛廣女子事於離別者、縦盛廣死去之後に候共、右給地等事女子ふく令知行、奉公連續仁人歎事相定可請上意候、其時藤太

郎方同爲親類も不可被成綺候、如此申定候共、不孝之事候は、可任父母之心候、又盛廣死去後、對安共聊於不儀之事候者、任思案可請。上意之由申置候條、可被得其心候。

右の文書は當事者の間に授受さるゝ文書に大内義隆の證判を請うたものであるが、元龜三年六月輝元が東條新發に與へた知行狀にも、「東條爲跡目、彼息女に申付、其方令相嫁、全知行肝要候、自然於離別者、右地之事茂可上表者也」といひ、被相續人の女子の離別と、知行地の上表とを不可分の事としてある。(閻一〇五)

四

有徳錢は富民に課したところの臨時稅で、應仁の亂の前後から記録に見え始め、守護や寺院が臨時に多額の經費を要するとき幕府の承認を経て賦課したものである。委しくは三浦博士の續法制史の研究一三八六頁以下參照を請ふ。その後戦國時代となつて諸將相争ひ、軍事その他の必要に資金を要する場合かの例を逐ひ、領内の富民にこれを賦課してゐたのである。たゞ室町幕府の勢力の既に失墜した後であるから、以前の如く幕府の承認を求むることは要しなかつたのである。毛利氏に於ても、輝元の「有徳懸」と稱してこれを課した例が閻閻錄に見える。當時臨時稅の中で最も廣く行はれたのは段錢諸天役といふもので、有徳懸の例は甚だ少いから、これを課するのは特殊の場合に限られたことであらう。同書

卷一二八に有徳懸の法度として（年不詳）五月卅日の日附で輝元の定めた左の三條が擧げてある。

一、有徳懸之儀、申懸辻、無相違可相調事

一、難澁仕者之儀、不謂仁不肖、可沒收所帶事

付、凡下之儀者、押置家内、可追拂其身事

一、於此條佗言之使可差留、勿論吹舉可停止事

第一條によつて、有徳錢は豫めその金額を一定し、その額だけ課稅者をして納付せしめたものと思はる。第二條は課稅に應じないものゝ罰則で、家人（武士）と凡下（百姓町人）とに分ち、家人はその所帶（領地）を沒收し、凡下は家屋資財を押收し、その身を追放するといふのである。同日輝元からその奉行の末國伊豆守に與へた書狀に、「今度申付候有徳懸之儀、難澁仕候者之儀者、於家人者可沒收所帶候、凡下之儀者可押取家内候、以其上可追放其身候」云々とあるのは、この意味を繰返したものである。即ちこの有徳錢は、百姓町人のみならず、武士もまた負擔したのである。また第三條によつて有徳錢が課稅者に取つて如何に苦痛であつたかを想像することが出来る、その減免運動の烈しきことを豫想して、この一條を立てたのである。

また同書第一四九に、（年不詳）六月十八日の日附で、輝元の定めた左の二條がある。

一、棟別有徳懸之事

十月十日之内、爰元可調下事

一、有德懸之儀、不令承引者之儀者、可押置家内事

付、難澁之者之儀者、其身手前可行德政事

棟別有徳懸といへば、有徳錢は棟別に課せられたやうであるが、家人でも、凡下でも、これを負擔するものは或程度の資産家と目せられたものであらう、所謂棟別はこれ等の家について云ふのであらう。次條の「難澁之者」は前の法度の「難澁仕者」と異り、賦課に堪へざるものと意味するやうに解せらるゝが、もし果してさうであるならば、毛利氏は事實有徳錢の納付に困難なるものをも強制して納めさせて置き、その一方に於て事情を斟酌し、その人のために特に徳政を行ひ、救濟してやることになるのである。納稅者はこれによつて徳政の恩典に浴する利益があるから、苦心をしても、その金額を調へるやうに勉めるであらう、それ故、毛利氏としては、これも一時の資金を造る便法であつたかも知らないが、隨分亂暴な話である。もつとも戦國時代であるから、かくの如き武斷政治も案外不條理には思はれずに行はれたであらう。

五

足利氏の季世に於て、大内氏の城下である周防山口の繁榮は京都を凌ぐと稱せられたのであるが、そ

の事實を徵すべき史料は至つて乏しいのである。まとまつたものとしては陰徳太平記であるが、文飾に過ぎて参考とするに足らぬ。元就は弘治元年陶晴賢を滅して防長二州を占領したが山口には居らなかつた、輝元は廣島に城を築いて、高田の郡山城から徙つた。それ故に、弘治元年以後、山口は大内氏の舊城下といふに過ぎないので、毛利氏になつても、兵を置いて城を守らせ、奉行を任じて市政を掌らせてはゐたが、大内氏時代の繁榮の如きは到底再現するを得なかつた。併しながら大内時代の餘勢で、天正慶長の間に於ても、山口はなほ中國の名邑たるを失はないので、毛利氏が領内に有徳錢を課せんとするとき、山口の商人の富力は先づ第一に考へられねばならぬ。文祿三年十二月、「るすんつぼ」(呂宋壺)の分として、山口の「よこや彌三郎」より送つた金貳拾六枚貳兩、銀五枚に對し、石田三成の出した請取狀が閲閱錄にある。よこや彌三郎は當時山口隨一の富豪であらう。いつの年かわからぬが、毛利氏が有徳懸を山口に課したとき、同市の町人山本彦四郎なるものが斡旋して功があつたので、在山口の奉行國司雅樂允元信、兒玉七郎右衛門元安等が狀を具して輝元に報じ、輝元がこれに答へて彦四郎を賞すべき旨を元信、元安に宛てて遺つた書狀が閲閱錄卷一六四に見える。これまた當時の富豪の一人であらう。

また「山口壺(坪)役」の名は同書卷六一に見え、「山口中茜染役」の名が同書卷一六〇に見える。壺は藍壺などいふ壺で、壺役も茜染役も同じく染職業者に課する稅であらう。陰徳太平記卷第十九、山口興廢之事の條に、大内氏が縫物、組物、織染、彫刻等の名人を京都から山口に招ぎ、或は大内菱といひ、

紋様を好みて明に注文し、綾羅錦繡を織らせたことなどがあり、大内氏の保護獎勵によつて、山口では染織の業が甚だ盛であつたやうに見える。壺役、茜染役は、これ等の職業者に課せられて、收入も多かつた故か、壺役を徵收するために、輝元は特に宇野又右衛門尉を山口に遣はしてその事に當らしめ、在山口の國司右京亮、栗屋内藏丞に對し、「自然佗言たて申者共候はゝ、爲兩人不可取次候、聊不可有承引候」、如先年無殘催促可仕之由可申聞候」といひ、その徵收を嚴にせしめた。

山口には市街地として地子錢その他の課役があつた、これ等は住居の表間口の長さによつて賦課せられたやうである。天正十二年九月、輝元は内海孫右衛門に對し、元就以來、山口九州表に於て格別の用務に服したからといつて、その抱地の山口晦日市の屋敷一箇所、面五間、同道場門前屋敷一箇所、面十間の地料并に町並の諸公役を免除した輝元袖判の文書が一通閲閱錄卷一六四に見える。

同書卷一六〇に、先例によつて「山口中筆結惣司」を高橋新右衛門に命ずる隆元の書狀がある。筆結惣司は筆結職の取締であり、またその代表者である。これと相類する「佐波郡あい物役司」を任ずる桂元忠等連署の書狀が同書卷一六四に載せてあるが、それには「全有所勘、諸役堅固可被遂其節事肝要候」とある。或地域を限り、同職者の各團體に、かくの如きものを置いて公私の間に斡旋せしむる方針を取つたのである。

山口の市政は町奉行の掌るところで、町年寄の支配の下に自治制が行はれ、毛利氏の政令は町年寄を

通じて一般の人民に告知せられたのである。市民はまた十戸づゝ一團體を成して共同責任を負ひ、これを「拾間結」と稱した、その性質は五人組と同じであらうが、毛利氏は慶長九年七月、「山口町中火用心撻」(閏一二二)といふものを定め、十間結を利用して防火の方法を講究した。即ち曰く、「惣町家拾間結仕候而、互晝夜用心せんざく可仕事」、また曰く、「拾間結之内より火を出し候者候はゞ、拾間之者可爲緩事」、また曰く、「拾間之内より商賣に罷出候はゞ、跡之事互ニ心を付候て火用心可申付事」。これより先き毛利氏は山口の地錢(地子錢)を廢したれば、これを惣町中の經費として罹災者の救濟に宛つべきことなどの規定があつた。(昭和三年五月)

川上多助